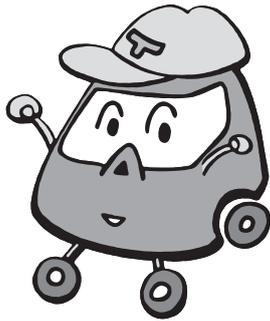


兵ト協ニュース

2012.7 No. 312
.....



家島天神祭り(姫路市)



もくじ

- 第52回通常総会を開催 1
 - 社兵庫県トラック協会法人移行について（お知らせ）..... 2
- 行政からのお知らせ
 - （国土交通）異常気象時における道路の事前通行止区間の周知について（依頼） 10
 - （兵庫県）平成24年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱 11
- 事務局からのお知らせ
 - 運行管理者試験事前講習会開催のご案内 14
- 陸災防のページ
 - 平成24年度 陸上貨物運送事業夏期労働災害防止強調運動実施要綱 16
- 会員だより 26
- 協会日誌 28

第52回通常総会を開催

平成24年5月29日（火）ANAクラウンプラザホテル神戸において第52回通常総会（決算）を開催し、下記の1号議案から4号議案及び6号議案につき原案どおり承認されました。

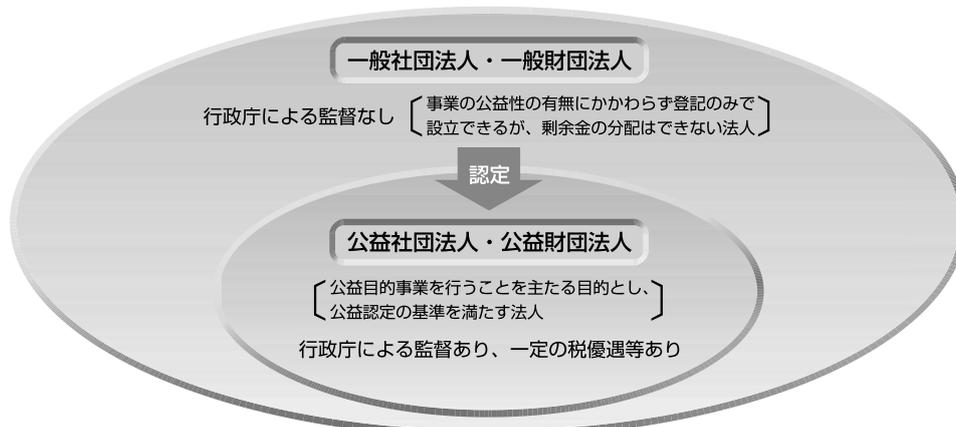
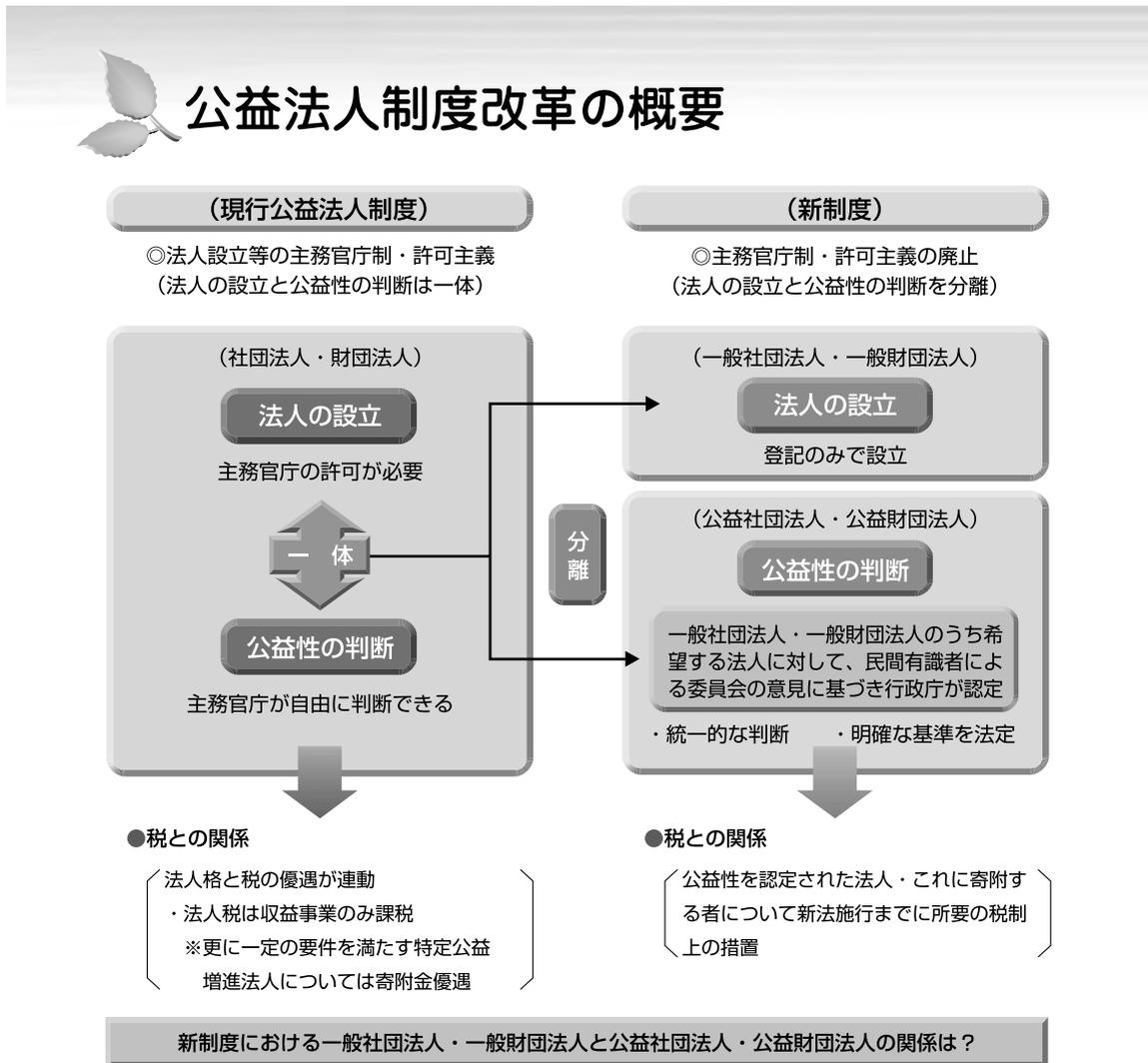
- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 平成23年度事業報告の承認について |
| 第2号議案 | 平成23年度一般会計収支決算報告及び研修会館特別会計収支決算報告の承認について |
| 第3号議案 | 平成23年度交付金に係る事業報告及び収支決算報告並びに交付金事業運営の特別会計収支決算報告の承認について |
| 第4号議案 | 平成23年度地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に係る収支決算報告の承認について |
| 第6号議案 | 理事の選任について
新たに理事に選任する者
横山龍太郎（日本通運株式会社）
今村竜彦（有限会社丸京運送） |

第5号議案公益社団法人兵庫県トラック協会定款（案）については継続審議となりました。



(社) 兵庫県トラック協会法人移行について（お知らせ）

5月29日開催の第52回総会の結果は1ページに掲載しておりますが、この総会において、第5号議案「公益社団法人兵庫県トラック協会定款（案）について」は、会員の皆様に『公益法人制度改革』について周知を図る必要がある。とのご意見がありましたので、ご参考までに内閣官房行政改革推進事務局の資料を掲載いたします。





一般社団法人・一般財団法人とは？

剰余金の分配を目的としない社団及び財団は、登記によって、法人格を取得できます。

☆ポイント☆

- ・事業に制限はなく、登記のみによって法人格を取得することができる。
- ・定款で、社員、設立者に剰余金、残余財産の分配を受ける権利を与えることはできない。
- ・行政庁が法人の業務・運営全体について一律に監督することはない。そのため、法人の自主的、自律的な運営が必要であり、最低限必要な各種機関の設置やガバナンスに関する事項について法律で規定。

一般社団法人

<設立>

- 1 名称中に「一般社団法人」という文字を使用。
- 2 設立は社員2名以上、財産保有規制なし。
- 3 定款は設立時社員が作成、公証人の認証必要。

<機関>

- 4 理事(任期2年以内)は必置。理事(代表理事)は法人を代表し、業務を執行。
- 5 社員総会は必置。
- 6 理事会、監事(任期4年、定款で2年まで短縮可)の設置は任意(理事会、会計監査人を置く場合は監事必置)。
- 7 社員総会は、当該法人に関する一切の事項について決議。ただし、理事会を置く場合は、法律、定款で定めた事項に限る。
- 8 理事等は、社員総会の決議によって選任。

- 9 理事会は、業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職をする。重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。
- 10 代表理事又は業務を執行する理事は3ヶ月に1回以上(定款で毎事業年度に2回以上とすることができる)、理事会に自己の職務の執行の状況を報告。
- 11 会計監査人(任期1年)を置くことができる(負債200億円以上の法人(大規模法人)は必置)。
- 12 理事、監事、会計監査人はいずれも再任可(評議員も同じ)。

<その他>

- 13 事業年度毎の計算書類、事業報告等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による社員、評議員及び債権者への開示が必要。
- 14 貸借対照表(大規模法人は貸借対照表及び損益計算書)の公告(インターネットも可)が必要。
- 15 一般社団法人、一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との間の合併が可能。
- 16 休眠法人の整理、裁判所による解散命令の制度あり。
- 17 定款で基金制度の採用が可能。
- 18 社員による役員の実任追及の訴えが可能。

一般財団法人

<設立>

- 1 名称中に「一般財団法人」という文字を使用。
- 2 設立には300万円以上の財産の拠出が必要。
- 3 定款は設立者が作成、公証人の認証必要。

<機関>

- 5 評議員(任期4年、定款で6年まで伸長可)、評議員会、理事会、監事(任期4年、定款で2年まで短縮可)は必置。
- 6 評議員の選解任方法は、定款で定める(理事、理事会による選解任の定めは不可)。
- 7 評議員会は、法律、定款で定める事項に限り決議。
- 8 理事等は、評議員会の決議によって選任。

<その他>

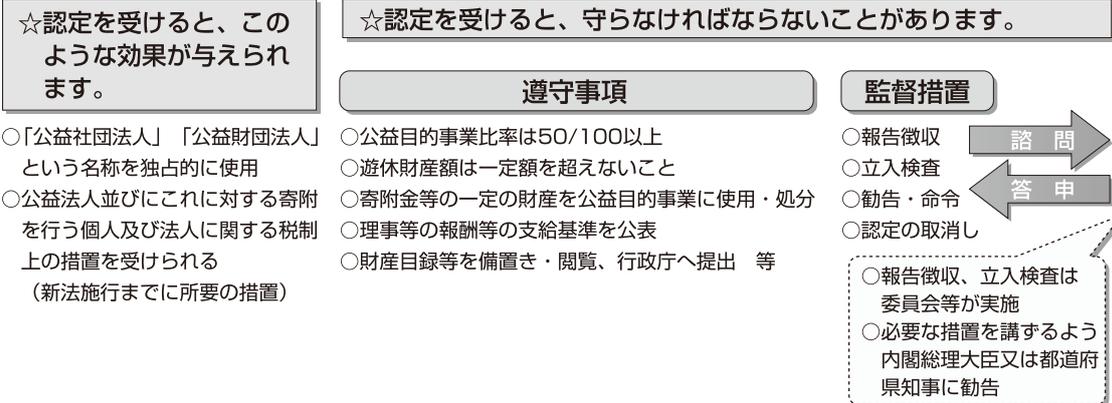
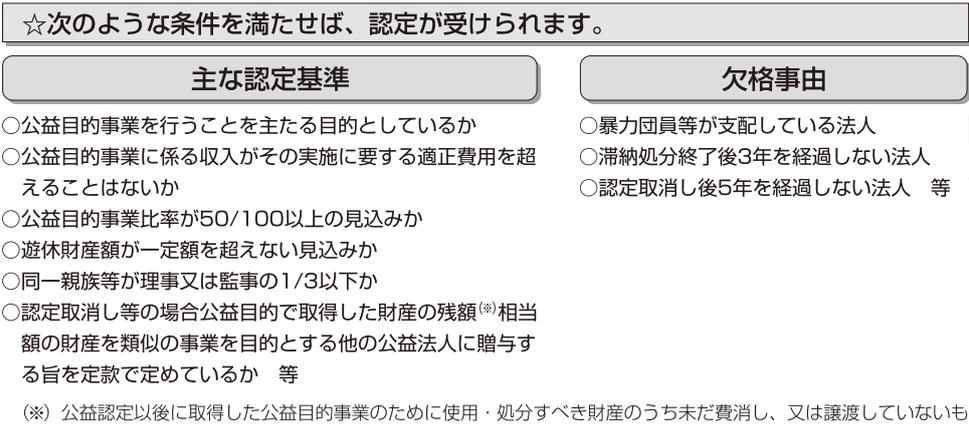
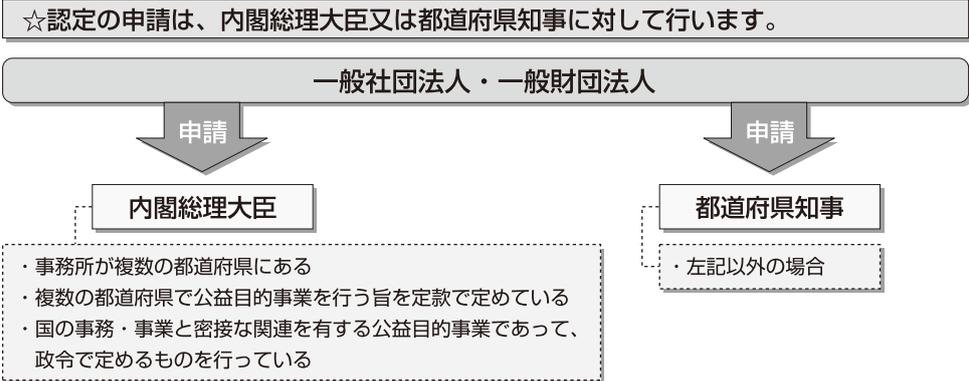
- 17 目的、評議員の選解任方法についての定款の変更には制限あり。
- 18 二期連続して純資産額が300万円未満となった場合は解散。



公益社団法人・公益財団法人とは？

一般社団法人・一般財団法人のうち、公益目的事業^(※)を行うことを主たる目的としている法人は、申請して、公益社団法人・公益財団法人の認定を受けることができます。

(※) 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの



☆認定を受けたまま解散すると・・・

- 解散の日から1ヵ月以内に行政庁へ届出
- 残余財産は定款で定める類似の事業を目的とする他の公益法人等に帰属

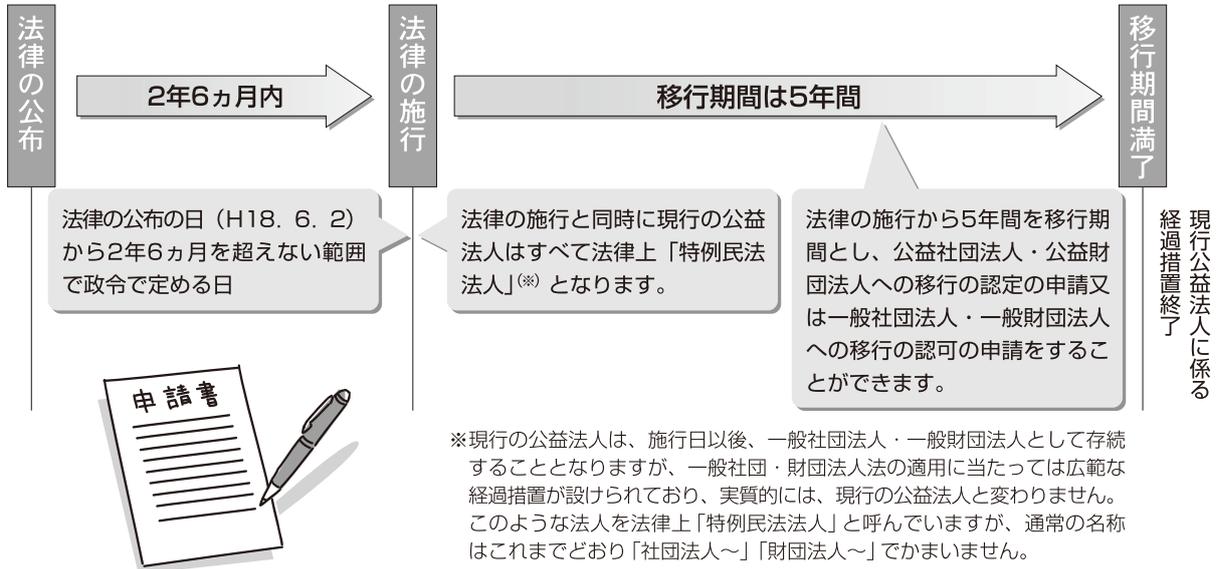
☆認定を取り消されると・・・

- 定款の定めどおりに公益目的取得財産残額相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与
- ↓
- 1ヵ月以内に贈与されないときは、同額の金銭を、国又は都道府県に贈与
- 認定取消し後は一般社団法人・一般財団法人として存続

公益認定等委員会(国)／合議制の機関(都道府県)



現行の公益法人の移行の仕組み



現行の公益法人は、移行期間内に移行の申請をする必要があります。

- 現行の公益法人は、法律の施行の日から5年間の移行期間内に公益社団法人・公益財団法人への移行の認定の申請（→7ページ参照）又は一般社団法人・一般財団法人への移行の認可の申請（→8ページ参照）をする必要があります。この移行の「認定」の申請と移行の「認可」の申請は、同時に重複してすることはできません。
- 申請先は、事務所の所在地や法人の事業活動区域等が、複数の都道府県にまたがる場合等には内閣総理大臣、一つの都道府県内にとどまる場合には都道府県知事となります。（整備法第47条参照）
- 新制度においては、複数の行政庁が共同して所管することはありませんので、内閣総理大臣又は都道府県知事のどちらか一方に申請することになります。

内閣総理大臣あての申請は

- 複数の都道府県に事務所を設置するもの
- 公益社団法人・公益財団法人に移行する場合にあっては、公益目的事業を複数の都道府県で行うことが明らかなもの
- 一般社団法人・一般財団法人に移行する場合にあっては、「公益目的支出計画」に記載する事業を、複数の都道府県で行うことが明らかなもの
- 一般社団法人・一般財団法人に移行する場合にあっては、「公益目的支出計画」において国・地方公共団体、類似の目的の公益的な法人に対する寄附のみを定める法人及び「公益目的支出計画」を作成する必要のない法人のうち、移行申請時の所管官庁が都道府県知事又は都道府県教育委員会でないもの
- 公益目的事業・公益目的支出計画記載事業が、国の事務・事業と密接な関連を有する事業であって、政令で定めるもの

都道府県知事あての申請は

- 上記以外の場合

移行期間中に移行しない法人は解散したものとみなされます。

- 移行期間の満了の日に、移行が認められなかった法人や移行の申請をしなかった法人は、移行期間満了の日に解散したものとみなされます。
（移行期間の満了の日において、すでに移行の申請を行っており行政庁において審査中の場合には、移行期間満了後も審査の結果が出るまでの間は特例民法法人として存続し、審査の結果、移行が認められたときは移行し、認められなかったときに解散したものとみなされます。）
- 公益社団法人・公益財団法人への移行の申請をし、審査中に移行期間満了日をむかえた場合には、予備的に一般社団法人・一般財団法人への移行の申請を追加して行うことができます。（整備法第116条参照）

社団法人・財団法人

法律の施行の日(法律の公布(H18.6.2)から2年6ヵ月を超えない範囲で政令で定める日)

特例民法法人(特例社団法人・特例財団法人)

◎「特例民法法人」とは、現行の公益法人の円滑な移行の観点から設ける暫定的な取扱いであり、基本的には一般社団・財団法人法が適用されますが、広範な経過措置が設けられています。新法の施行によりただちに対応しなければならない事項はありませんが、移行するまでに、一般社団・財団法人法や公益法人認定法に適合するよう所要の準備を進めていく必要があります。

○特例民法法人は基本的には現行の公益法人と変わりません

- ・名称はこれまでどおり(「社団法人～」、「財団法人～」等)でかまいません。所管官庁の認可を受けて名称を変更することも可能ですが、移行前に「公益社団(財団)法人～」、「一般社団(財団)法人～」という名称とすることはできません。
- ・移行するまでの間は、これまでどおり所管官庁が監督をします。
- ・特例民法法人には決算公告の義務はありません。所管官庁の指導監督によるディスクロージャーを継続します。
- ・特例財団法人は純資産の総額が300万円未満でも存続することができます。
- ・ただちに定款の内容、機関、登記等を変更する必要はありませんが、新制度の法人への移行の申請をするまで(あるいは、申請をする際)に、一般社団・財団法人法に適合するよう所要の変更をする必要があります。

○一般社団・財団法人法の機関を置くことができます

- ・特例社団法人は一般社団・財団法人法上の理事会、会計監査人を置くことができます。
- ・特例財団法人は一般社団・財団法人法上の評議員、評議員会、理事会、会計監査人を置くことができます。

○次のような制度が新設されました

- ・特例社団法人は、基金を募集することができます。
- ・特例民法法人は特例民法法人とのみ合併することができます。

公益社団法人・公益財団法人又は一般社団法人・一般財団法人への移行の申請

認定申請

認可申請

申請せず

【認定の基準】

- 定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及び公益法人認定法並びにこれらの政省令の規定に適合するものであること
- 公益法人認定法における公益認定の基準に適合するものであること

【認可の基準】

- 定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及びその政省令に適合するものであること
- 公益目的支出計画が適正であり、かつ、計画を確実に実施すると認められるものであること

申請せず

認可されず

認定されず

認定

認可

公益社団法人・公益財団法人に移行

一般社団法人・一般財団法人に移行

再申請することができます

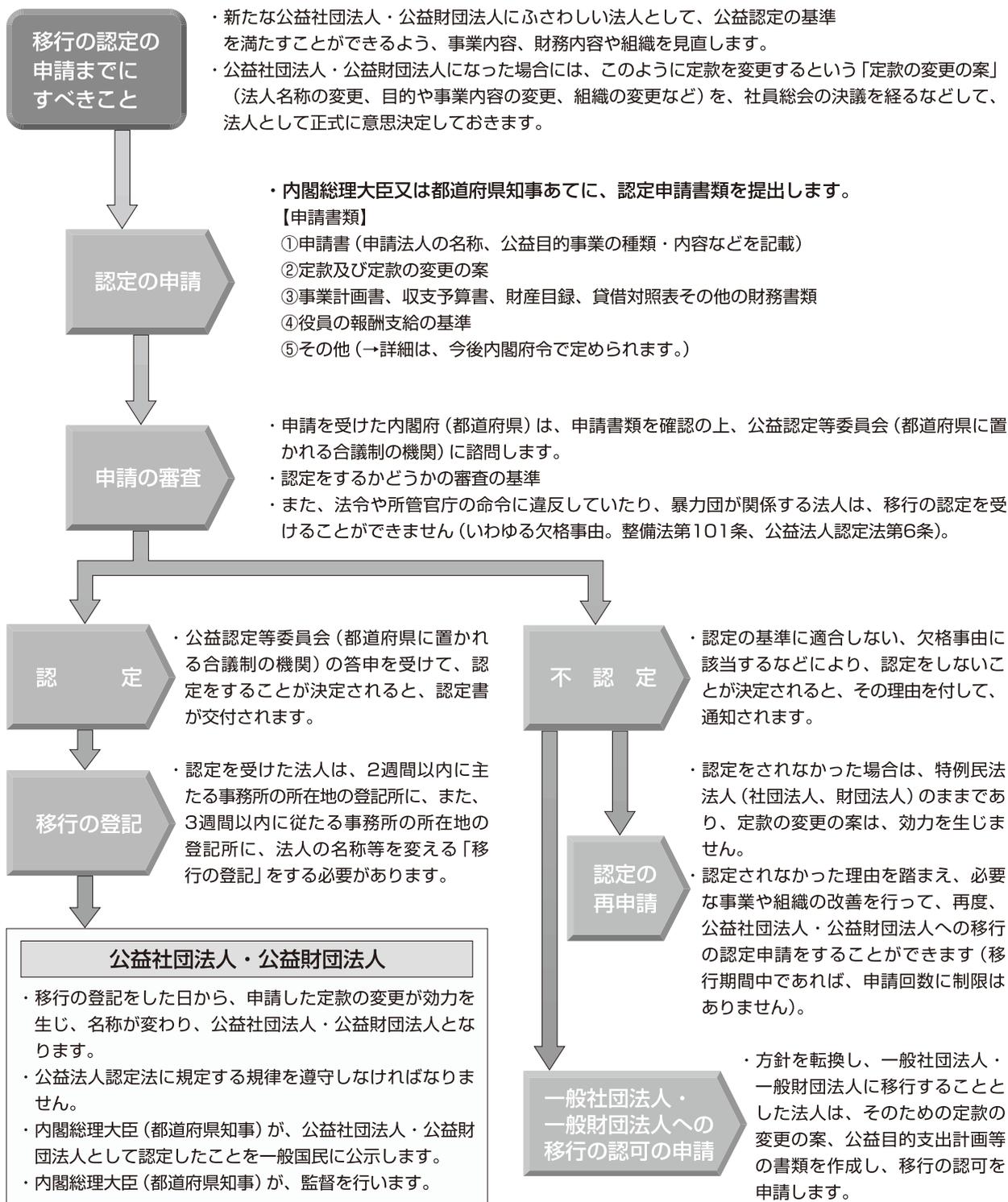
移行期間の満了

解散



公益社団法人・公益財団法人への移行の手続

○公益法人から新たな公益社団法人・公益財団法人に移行する手続の流れは、以下のとおりです。
今後、内閣府令などにより、さらに手続の詳細を定め、お知らせしていきます。

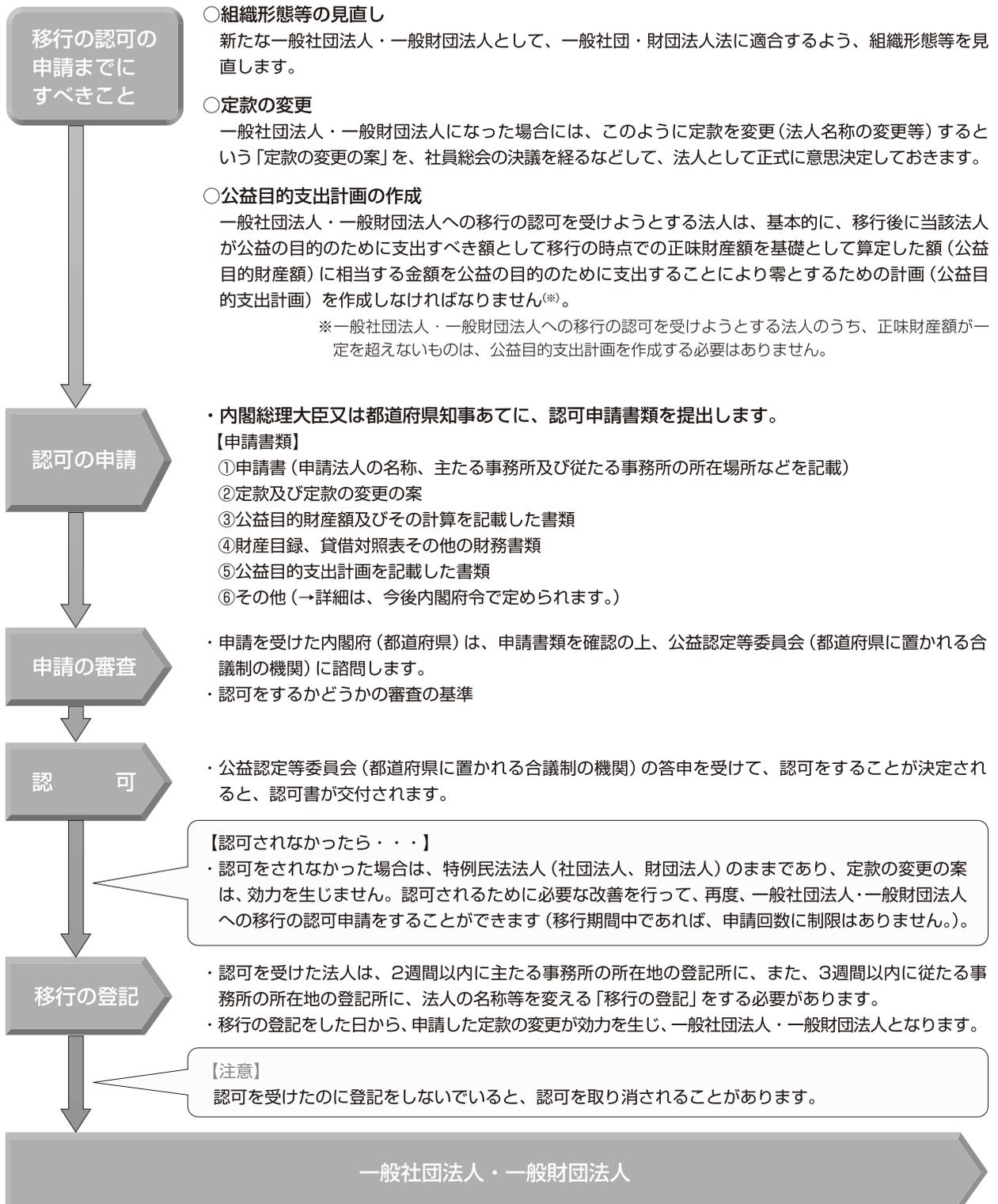


→次のページへ



一般社団法人・一般財団法人への移行の手続

○公益法人から一般社団法人・一般財団法人に移行する手続の流れは、以下のとおりです。
今後、内閣府令などにより、さらに手続の詳細を定め、お知らせしていきます。



公益目的支出計画の実施と行政庁(内閣総理大臣・都道府県知事)による監督については、次のページへ



公益目的支出計画の実施と行政庁 (内閣総理大臣・都道府県知事)による監督

公益法人から一般社団法人・一般財団法人へ 移行した法人の義務

- ・自ら定めた公益目的支出計画に基づき、公益の目的に支出すべき額が零になるまで、公益に関する事業の実施による支出をし、又は公益的な団体への寄附をする必要があります。
- ・毎事業年度終了後、公益目的支出計画の実施状況について行政庁に報告する必要があります。

公益目的支出計画を変更したい場合

(例：公益目的支出計画として実施する事業を変更、追加等したい場合)
行政庁の認可を受けて、例えば、新たに公益法人認定法に規定する公益目的事業等を実施し、その事業の実施により公益目的財産額を公益の目的に支出することができます。

合併した場合

合併後に行政庁に届け出なければなりません。
公益目的支出計画は、合併後存続する法人又は合併により設立する法人が引き継ぎます。

公益目的支出計画に基づき公益目的財産額に相当する金額を公益の目的に支出し、公益の目的に支出すべき額が零になった場合

行政庁に公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を求めることができます。

毎事業年度公益目的支出計画の実施状況の報告

公益目的支出計画の実施状況の報告についての
詳細内容の聴取等

公益目的支出計画の変更の認可の申請

公益目的支出計画の変更の認可

合併した旨の届出

合併後存続する法人又は合併により設立する
法人に対する監督

公益目的支出計画が完了した旨の確認の申請

公益目的支出計画が完了した旨の確認書の交付
行政庁は、確認を求めた法人が公益目的支出計画に従って公益目的財産額の全額を公益目的に支出したことを確認し、確認書を交付します。

行政庁
(内閣総理大臣・都道府県知事)

行政庁による公益目的支出計画に関する監督は終了

公益目的支出計画が完了した旨の確認書の交付を受けると、登記により設立された一般社団法人・一般財団法人と同様、行政庁による監督はなくなります。

※ このほか、合併後存続し、若しくは設立する法人が公益社団法人・公益財団法人である場合又は公益認定を受けた場合には、公益目的支出計画が完了した旨の確認を受けたものとして取り扱われます。



※ 更に詳しくお知りになりたい方は、
<http://www.gyokaku.go.jp/siryoku/koueki/pamphlet.html>
をご覧ください。



行政からのお知らせ



国土交通

(社) 兵庫県トラック協会
会長 福永征秀 様

事務連絡
平成24年7月1日
近畿地方整備局
兵庫国道事務所長

異常気象時における道路の事前通行止区間の周知について（依頼）

平素は、当所の道路事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当所では、通行者を土砂崩落、落石などの災害から守るために、降雨量が一定に達した場合、道路の通行を規制する区間を下記のとおり定めていますので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

記

路線名	規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
一般国道 28号	淡路市塩尾 ～洲本市安乎町平安浦	1.8km	連続降雨量 160mm	洲本維持出張所 (0799) 22-1680
	洲本市中川原町厚浜 ～洲本市炬口	2.9km	連続降雨量 160mm	
一般国道 176号	西宮市塩瀬町名塩 ～西宮市塩瀬町生瀬	1.8km	連続降雨量 160mm	西宮維持出張所 (0798) 35-6470

大雨時通行止区間のご案内

兵庫国道事務所では、豪雨時の異常気象時において、通行車両等を土砂崩落、落石などの災害から守るために、降雨量が一定に達したら道路の通行を規制する区間を定めています。
土砂崩落、落石などは一般的には雨量との関連が強く、このことから道路管理者があらかじめ、過去の記録等を参考に定めた雨量（規制雨量といいます）に達した時に、その区間では通行止を行っているのです。このような通行規制の場面に出会われたときには、ご理解・ご協力をお願い致します。



規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
①淡路市塩尾 ～洲本市安乎町平安浦	1.8km	連続降雨量 160mm	洲本維持出張所 (0799) 22-1680
②洲本市中川原町厚浜 ～洲本市炬口	2.9km	連続降雨量 160mm	



規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
①西宮市塩瀬町名塩 ～西宮市塩瀬町生瀬	1.8km	連続降雨量 160mm	西宮維持出張所 (0798) 35-6470

最新の道路情報が
あなたの安全を
サポートします。

日本道路交通情報センター等では電話による問い合わせにお答えしています。
走行中は道路情報板、道路情報ラジオ(1620kHz)などの情報に注意しましょう。
日本道路交通情報センター(兵庫県) 神戸: 050-3369-6629
日本道路交通情報センター(関西圏) 大阪: 050-3369-6627
兵庫国道道路情報案内 神戸: 078-334-1618
降雨情報については、インターネットで最新情報を配信しています。
兵庫国道事務所のホームページ http://www.kkr.mlt.go.jp/hyogo/
国土交通省防災情報提供センター http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/

問い合わせ先
国土交通省
近畿地方整備局
兵庫国道事務所
〒650-0042
神戸市中央区波止場町3-11
TEL (078) 334-1600 (代)
FAX (078) 334-1611

平成24年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

1 目的

夏の時期は、レジャー等により交通流・量が変化することに加え、日中の暑さを避けて朝夕に活動する高齢者や夏休みに屋外で活動する子どもが増加するとともに、暑さによるストレスや疲労等により、気の緩みが生じやすい季節であることなどから、交通事故の多発が懸念される。

この運動は、このような夏特有の情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 運動期間

平成24年7月15日（日）から7月24日（火）までの10日間

（ 7月15日「交通安全意識を高める日」運動初日
毎月15日「高齢者交通安全の日」
毎月15日「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」 ）

3 スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

4 推進テーマ

交通安全は家庭から

5 主唱

兵庫県交通安全対策委員会

6 運動重点

子どもとその保護者及び高齢者に対する交通安全の取組を強化するとともに、自転車の安全利用の推進、後を絶たない飲酒運転の根絶及び交通事故被害軽減対策の実施など、県民の交通安全意識を高め、交通事故死傷者数の更なる減少を図るため、次の重点を定める。

- (1) 子どもと高齢者の交通安全
- (2) 自転車の交通安全
- (3) 飲酒運転など悪質・危険な運転の根絶
- (4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

7 運動重点に関する主な推進項目

- (1) 子どもと高齢者の交通安全

子どもと高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、子どもと高齢者に対する保護意識を醸成し、交通事故を防止する。

- ◆ 各種広報媒体を活用した「高齢者交通安全の日」（毎月15日）の普及啓発
- ◆ 幼児・児童とその保護者に対する夏休み時期を捉えた交通安全啓発・教育の促進
- ◆ 交通安全キーワード「こいぬのあしあと」の普及啓発
- ◆ 広報啓発活動を通じた高齢者自身による身体機能の変化の的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- ◆ 街頭での高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護誘導活動の促進
- ◆ 70歳以上の運転者について高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、高齢者マークを表示している自動車に対する保護義務の周知徹底
- ◆ 子どもと高齢者に対するやさしさと思いやりのある運転の促進
- ◆ 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・マナーの理解向上と安全行動の促進
- ◆ 夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中の反射材等の着用促進

※ 交通安全キーワード

こ＝交通安全は家庭から

い＝いつものみちでも とまる・みる・まつ

ぬ＝ぬれたみちでは スリップちゅうい

の＝のるときは ブレーキ・ライトだいじょうぶ

あ＝あおしんごうでも みぎ・ひだり

し＝シートベルトは カチッとなるまで

あ＝あかるいふくと はんしゃざい

と＝「止まれ」のばしょは いったんとまって みぎ・ひだり

(2) 自転車の交通安全

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止する。

- ◆ 「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）を活用した自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知と街頭指導の強化等による自転車の交通ルールの遵守徹底
 - ◎ 車道の左側通行等、自転車の通行方法の指導と歩道通行時における歩行者優先の徹底
 - ◎ 二人乗り、傘差し、携帯電話使用、ヘッドホン使用運転等の危険性の周知による安全通行の徹底
 - ◎ 夜間における前照灯の点灯の徹底並びに夕暮れ時等の早めの点灯及び反射材用品等の積極的な活用の促進
 - ◎ 交差点等における信号遵守、一時停止、安全確認の徹底
 - ◎ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進

- ◆ 自転車の点検整備の励行
- ◆ 自転車の事故被害者の救済に資するための各種保険制度の普及啓発

※ 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

(3) 飲酒運転など悪質・危険な運転の根絶

「飲酒運転は絶対に許さない兵庫」を実現し、飲酒運転を根絶するとともに、運転者の交通安全意識を高め、悪質・危険な運転の根絶を図る。

- ◆ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動を通じ、飲酒運転の根絶に向けた家庭、職場、地域等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- ◆ 飲酒運転など悪質・危険な運転等による、交通事故の悲惨な結果等を理解・認識させる広報啓発、交通安全教育等の推進
- ◆ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- ◆ 飲酒運転追放「三ない運動」（酒を飲んだら車を運転しない・運転する時は酒を飲まない・運転する人には酒を飲ませない）の徹底
- ◆ ハンドルキーパー運動（自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動）の推進
- ◆ 暴走を「しない・させない・見に行かない」運動の推進

(4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図る。

- ◆ 各種広報媒体を活用した、「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」（毎月15日）の普及徹底
- ◆ 全ての座席においてシートベルト、又はチャイルドシートを着用しなければならないことの周知徹底
- ◆ シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果に関する理解の促進及び正しい使用方法等の周知徹底



事務局からのお知らせ

運行管理者試験事前講習会開催のご案内

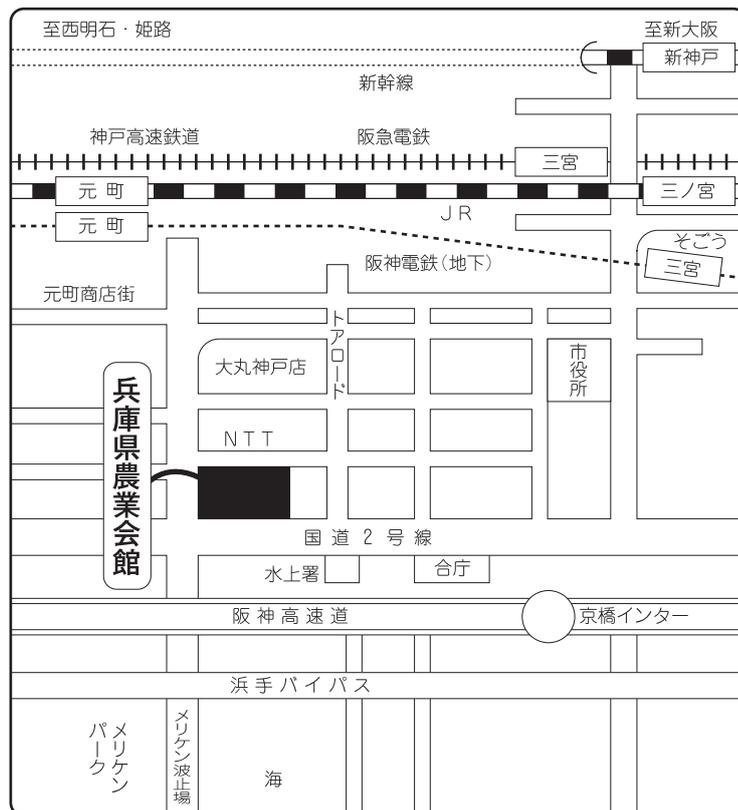
平成24年8月26日（日）に開催されます平成24年度第1回運行管理者試験を受験される方を対象に、運行管理者試験事前講習会を開催いたしますので、下記のとおりご案内申し上げます。

つきましては、参加を希望される方は、申込書（次ページ別紙）をコピーのうえ、平成24年8月7日（火）までにFAXにてお申込み下さい。

なお、定員（180名）に達し次第、締め切らせていただきます。

記

1. 日 時 平成24年8月8日（水） 13時～17時
2. 場 所 兵庫県農業会館 神戸市中央区海岸通1番地
※駐車場はありませんので公共交通機関をご利用下さい。



- ◆ JR・阪神「元町」駅
東口下車南徒歩約5分
- ◆ 阪急「三宮」駅西口
下車西南徒歩約15分
- ◆ 新幹線「新神戸」駅
からタクシー約15分

(注) 運行管理者試験受験対策問題集を教材として使用いたします。

教材となる右の問題集は当協会において販売しております。

なお、当日会場においても販売します。

(協会一括購入価格2,050円)

【使用する問題集】
運行管理者試験（貨物）
受験対策問題集

解答・関係法令付き
第26版 [平成24年5月改訂]
日通総合研究所
カーゴニュース



問い合わせ (社) 兵庫県トラック協会 適正化事業部

TEL 078-882-5556 FAX 078-882-5565

(別 紙)

運行管理者試験事前講習会申込書

(社) 兵庫県トラック協会
適正化事業部 宛
(FAX 078-882-5565)

開催日時：平成24年8月8日(水) 13時～17時

場 所：兵庫県農業会館 神戸市中央区海岸通1番地

主 催：社団法人 兵庫県トラック協会 適正化事業部

ふりがな

受講者名

会社名

電話番号



問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

平成24年度 陸上貨物運送事業 夏期労働災害防止強調運動実施要綱

1 趣 旨

陸上貨物運送事業における労働災害の発生状況をみると、死亡者数では、平成21年には122人と過去最少となったものの、平成22年には154人と大幅増加したが、平成23年においては、128人（速報値）と再び大幅減少となっている。

一方、死傷者数は、長期的には減少傾向にあるものの近年その傾向は鈍化しており、平成21年には12,794人と初めて1万3千人を下回ったものの、平成22年には13,040人とやや増加した。平成23年においても、対前年比3.3%の増加（速報値）となっている。

本年度は、陸上貨物運送事業労働災害防止計画の最終年度である。当協会では、平成21年までの死亡災害の大幅な減少を踏まえ、平成22年度に「陸上貨物運送事業労働災害防止5か年計画」（平成20年度～24年度）を一部変更し、

- ・死亡者数を5年間で半減させる（平成19年196人を平成24年に98人以下に）
- ・死傷者数を5年間で15%以上減少させる（平成24年に11,000人台前半以下に）
- ・過重労働による健康障害を防止する。腰痛症を減少させる

としたところであり、最終年度である本年度は目標の達成に向けた取組の強化が求められている。

特に、死傷災害は、増加傾向にあり、その約7割が荷役運搬関係の作業によるものであることから、荷役災害の防止に重点的に取組む必要がある。

荷役運搬関係の作業における労働災害防止対策に関しては、平成23年6月2日付け厚生労働省通達「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」（以下「荷役通達」という。）を踏まえた取組が重要である。

また、荷役運搬関係作業における労働災害の約3割を墜落・転落災害が占めていることから、平成21年度に作成された「荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル」（以下「荷役安全作業マニュアル」という。）及び平成22年度に作成された「荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル」（以下「荷役安全設備マニュアル」という。）に基づく墜落・転落防止の取組の推進を図る必要がある。

このような取組を推進するに当たって、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。このため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図っていく必要がある。

以上を踏まえ、

「起こすまい 墜落・転落・巻き込まれ 心のベルトも引き締めて」

をスローガンに、全国安全週間（7月1日から7日まで）の実施と相まって、7月1日から31日までを平成24年度の夏期労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止に向けた経営トップの固い決意の下、各職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

平成24年7月1日（日）から7月31日（火）まで

3 スローガン

(1) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会スローガン

起こすまい 墜落・転落・巻き込まれ 心のベルトも引き締めて

（平成23年度安全衛生標語 荷役部門入選作品）

(2) 全国安全週間スローガン

ルールを守る安全職場 みんなで目指すゼロ災害

4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会の本部及び各都道府県支部

5 後援

厚生労働省

6 実施者

会員事業場

7 主唱者の実施事項

(1) 本部の実施事項

イ 支部が行う交通事故・労働災害防止大会等の開催、陸運災防指導員等による個別指導・集団指導、安全パトロール等の実施、安全研修会等の実施、陸運災防指導員会議等の開催、街頭宣伝活動等の広報活動の実施等について、支援・協力を行う。特に、死亡災害の発生水準が高い支部や労働災害の増加が懸念される支部等に対しては、本部・支部一体となった効果的な取組に努める。

ロ 平成23年10月に変更された「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」の周知徹底に努める。また、規程の改正を踏まえ改訂した「職場の安全衛生自主点検表」を活用し、その遵守を図る。

ハ リスク低減の取組を推進するため、危険予知活動（KY活動）、「リスクアセスメントイラストシート」を活用してのリスクアセスメント手法、「陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」（リクムス）等の周知・普及に努める。

ニ 荷役通達の周知徹底を図るとともに、行政機関の協力も得ながら荷主等との会議を開催する支部を支援する。

- ホ 荷役災害防止のための「荷役安全作業マニュアル」や「荷役安全設備マニュアル」の周知・徹底、「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」(DVD)の周知・普及に努める。
- ヘ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」や「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知・徹底、「ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法」の周知・普及に努める。
- ト 都道府県労働局、公益社団法人全日本トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
- チ 陸災防通信、広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
- リ 安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

(2) 支部の実施事項

都道府県労働局・労働基準監督署、社団法人都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等の支援・協力を得て、次の取組を行う。

- イ 交通事故・労働災害防止大会等の開催、陸運災防指導員等による個別指導・集団指導、安全パトロール等の実施、安全研修会等の実施、陸運災防指導員会議等の開催、街頭宣伝活動等の広報活動の実施等を以下に留意のうえ行う。
 - (イ) 支部役職員、陸運災防指導員等による個別指導・集団指導、安全パトロールを実施するに当たっては、「職場の安全衛生自主点検表」(別添参照)を活用する。
 - (ロ) 陸運災防指導員会議等において、死亡災害要因分析シート、交通労働災害防止のためのリスクアセスメントチェックシート、過重労働防止を重点とする交通労働災害防止点呼シート等を活用した効果的な取組を進める。
 - (ハ) 平成23年10月に変更された「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」の周知に努める。その際、規程の改正を踏まえ改訂された「職場の安全衛生自主点検表」を活用するものとする。
 - (ニ) 荷役通達を踏まえ、荷主等との連携を図るため、製造業関係の団体を通じて荷主等の実施事項を周知するとともに、行政機関の協力も得ながら、荷主等との会議を開催する。また、荷主に対する協力要請については、関係行政機関の協力が得られるよう要請を行う。
 - (ホ) 「荷役安全作業マニュアル」や「荷役安全設備マニュアル」の周知、「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」(DVD)の活用による作業開始前点検の徹底に努める。
 - (ヘ) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」や「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知と会員事業場における同ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進を図る。また、「ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法」の周知に努める。
 - (ト) 先取り型の安全衛生対策として、「リテアセスメントイラストシート」(図書)等を活用したリスクアセスメントの手法の周知・普及、「こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム」(図書)等を活用した労働安全衛生マネジメントシステムの周知・普及を図る。

- ロ 広報誌、ホームページ等により本運動の趣旨及び実施事項等の周知徹底を図る。
- ハ 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。

8 会員事業場の実施事項

- イ 経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全点検等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ロ 安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」(別添参照)により職場の安全衛生点検を行う。
- ハ 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- ニ 全国安全週間に係る行事を実施する。
(注)「職場の安全衛生自主点検表」については、陸災防通信、広報誌「陸運と安全衛生」平成24年6月号や協会のホームページから入手することができる。

(参考リーフレット等) 陸災防ホームページに掲載

- 陸上貨物運送事業労働災害防止計画(平成20年度～24年度)
- 陸運業の労働災害を防止しましょう～新しい「陸上貨物運送事業労働災害防止規程のあらまし」～
- 陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について(平成23年6月2日基発0602第13号厚生労働省労働基準局長通達のあらまし)
- 安全作業連絡書の活用を!
- 荷役作業時の労働災害を防止しましょう
～荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル～
- 荷役作業を安全に
～荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル～
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
- 交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ
～ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法～

(参考図書及び用品)

- フォークリフトの安全Q&A50(平成24年3月発行図書)
- 交通労働災害防止のためのガイドライン解説書(平成23年3月発行図書)
- 「起こすまい 墜落・転落・巻き込まれ 心のベルトも引き締めて」というスローガンによる安全ポスター(No.62)を新たに作成し、1部200円(送料別)で頒布する予定です。詳しくは、当協会のホームページを御覧ください。

別添

職場の安全衛生自主点検表

平成24年5月改正

事業場名				従業員数	人
点検年月日	平成	年	月	日	点検者氏名
					印

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「陸運労働災害防止規程」(略称「災防規程」。平成23年10月改正)の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

なお、最近災害の多い荷役作業における墜落・転落等を防止するためのチェックも別表で行いましょう。

点 検 項 目			
1 基本的な取組 (リスクの低減)			
C01	安全衛生方針の表明 (1年単位。交通労働災害防止を含む。)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
C02	安全衛生目標の設定 (同上)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
C03	安全衛生計画の作成 (同上) ※計画の実施、評価、改善を含む	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
C04	危険性又は有害性等の調査等 (リスクアセスメント等) の実施	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
C04	リスクアセスメントの実施 (規模49人以下)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
C05	安全衛生管理規程の作成	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
2 安全衛生管理体制			
C06	総括安全衛生管理者の選任 (規模100人以上)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C07	安全管理者の選任 (規模50人以上、選任時研修修了者)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
C08	衛生管理者の選任 (規模50人以上)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
C09	産業医の選任 (規模50人以上)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
C10	安全管理者、衛生管理者の作業場等の巡視	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
C11	安全衛生委員会を設置しているか (※開催月1回以上必要)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
(事業規模49人以下)			
C06	安全衛生推進者の選任 (規模10人以上49人以下)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
C07	安全衛生推進者の作業場等の巡視	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
C08	安全衛生懇談会など従業員との話合いの場がある (毎月開催)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
3 安全衛生教育の実施状況			
C12	雇入れ時の教育	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C13	作業内容変更時の教育	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C14	日常の教育 (危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
C15	能力向上の教育 (安全管理者等の定期教育等)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C15	能力向上の教育 (安全衛生推進者等の定期教育等) (規模49人以下)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C16	事故発生者に対する教育	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C17	運転適性診断	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C18	腰痛予防のための管理者教育・作業従事者教育 (規模49人以下)	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし

4 健康管理		
C19 雇入れ時の健康診断	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C20 定期健康診断（年1回）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
C21 深夜業従事者に対する健康診断（年2回）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C22 過重労働対策（時間外・休日労働時間数） 休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間	<input type="checkbox"/> 月45時間以内	<input type="checkbox"/> 月45時間超～80時間 <input type="checkbox"/> 月80時間超～100時間 <input type="checkbox"/> 月100時間超
C23 時間外・休日労働が1月当たり100時間を超える労働者で申出のあった者に対する医師による面接指導の実施	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
5 荷役運搬作業の安全対策の基本的な取組		
C24 作業計画の作成	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C25 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C26 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が100kg以上）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C27 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C28 作業開始前点検（該当するものに○をつけて下さい。） ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C29 定期自主検査（同上） ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C30 危険作業従事資格者の配置（同上） ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業 エ 玉掛け作業 オ その他	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C31 保護帽・安全靴の使用	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
6 交通労働災害防止対策		
(1) 交通労働災害防止のための管理体制		
C32 運行管理者の選任	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C33 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
(2) 適正な労働時間		
C34 時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）の届出（C35～C39の改善基準告示等の遵守）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C35 1か月の拘束時間（293時間以内）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C36 1日の拘束時間（13時間以内）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C37 休息期間（8時間以上）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C38 1日の運転時間（9時間以内）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C39 連続運転時間（4時間以内）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
(3) 走行管理等		
C40 走行計画の作成及び指示	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C41 走行経路の決定	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C42 乗務記録に基づく適正な走行管理	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C43 点呼の実施	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C44 ①乗務前点呼（疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況）	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C45 ②乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C46 荷役作業の有無、内容等の「安全作業連絡書」等による把握	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C47 車両等の点検・整備	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C48 異常気象時の措置	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C49 荷の適正な積載	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
C50 意識の高揚（該当するものに○をつけて下さい） ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示 エ 表彰 オ その他	<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし

職場の安全衛生自主点検表の解説

1 基本的な取組事項（リスクの低減）

最近の労働災害防止の取組は、事業場に潜在的に存在するリスクを継続的に低減するものが主流となっています。そのため的手法として、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントがあります。

チェック項目のC01～C05は、これらの取組の基本項目を記載したもので、これらが適正に実施されており、安全衛生の年間計画について、いわゆるPDCAサイクル（計画、実施、評価、改善）が円滑に実施されていれば、労働安全衛生マネジメントシステムの基本部分は実施されているということができません。

C01～C03は、必ずしも法令の義務づけはありませんが、総括安全衛生管理者、安全管理者の職務として規定されています。C04は法令の努力義務とされています。C05はC01～C04を円滑に運営するために必要なものです。

- (参考資料等) ・ 災防規程：第10条の2に記載されています。
・ リスクアセスメントイラストシート（陸災防図書）
・ こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム（陸災防図書）

2 安全衛生管理体制

法令で定められた安全衛生管理を担当する者の選任等が行われているかをチェックします。未選任の場合は法違反となりますので、早急に資格のある者を選任する必要があります。

- (参考資料等) ・ 災防規程：第4条～7条、10条

安全衛生推進者は、安全衛生推進者養成講習修了者等一定の資格が必要です。（事業規模49人以下）

- (参考資料等) ・ 災防規程：第7条

3 安全衛生教育の実施状況

法令で就業制限となっている、フォークリフト（最大荷重1トン以上）の運転業務や、はい作業主任者等については、当然資格者が実施すべきものとして除いています。

ここでは、法令や行政通達等で実施すべきとされている主なものを対象としています。

5または6で記載している教育は除いています。

- (参考資料等) ・ 災防規程：第11条～12条、16条

4 健康管理

従業員の高齢化が進んでいること、陸運業ではいわゆる過労死等の労災認定件数が多いことから、健康管理や長時間労働管理が重要です。

- (参考資料等) ・ 災防規程：第79条、82条

5 荷役運搬作業の安全対策の基本的な取組

法令及び災防規程のうち、主な荷役災害防止対策を記載しています。

- (参考資料等) ・ 災防規程：第23～25条、30～31条、33～34条、48条、53条、56条、63条

・ フォークリフトの安全Q&A50（陸災防図書 平成24年3月）

・ 厚生労働省通達「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」（平成23年6月2日基発0602第13号）

6 交通労働災害防止対策

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成20年4月改正）で事業者が実施すべき事項とされた主なものについて記載しています。

- (参考資料等) ・ 災防規程：第71条

・ 交通労働災害防止のためのガイドライン解説書（陸災防図書 平成24年3月）

別表

墜落・転落災害、腰痛症の防止のためのチェックリスト

点 検 項 目		
I 荷役作業における労働災害防止対策の推進		
1 荷台からの墜落・転落防止		
C01	平荷台上での作業や荷の上の移動は可能な限り回避	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当しない
C02	平荷台上作業での、墜落防止用の作業床の設置、安全な昇降設備の設置	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当しない
C03	墜落時保護用の保護帽、耐滑性のある靴の使用	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当しない
2 荷主等との連携協力（荷主先等での作業）		
C04	荷主等との連携協力による「作業連絡書」の作成	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当しない
C05	リスクアセスメントの実施、墜落災害防止用の設備面での対策	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当しない
C06	適切な作業計画、作業手順書の作成等によるリスク低減	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当しない
II 腰痛予防対策の推進（「腰痛予防対策指針」に基づく対策の推進）		
1 重量物取扱い作業		
C07	自動装置、台車の使用などによる自動化・省力化	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当しない
C08	重量物の取扱い重量は、体重の40%以下（女子は男子の60%）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当しない
C09	取り扱う荷物はかさばらないようにし、取っ手を付けるなど荷姿の改善	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当しない
C10	以下の作業姿勢、動作についての留意 <small>・できるだけ身体を対象物に近付け、重心を低くする姿勢を取る。 ・荷物の持ち上げは、腰を下ろして荷物を抱え、膝を伸ばして立ち上がる。 ・荷物を持った場合、背を伸ばした状態で腰部のひねりが少なくなるように。</small>	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当しない
C11	取り扱う物の重量や頻度などに応じた適度な小休止・休息	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当しない
C12	必要に応じ、腰部保護ベルト、腹帯等の使用。	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当しない
2 長時間の車両運転の作業		
C13	座席の改善、クッション使用などによる、振動の減少	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当しない
C14	小休止・休息時に、車両から降りての背伸びなどの軽い運動の実施	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当しない

< 解 説 >

1 荷台からの墜落・転落防止

資料：「荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル」（リーフレット）
 「荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル」（リーフレット）

2 荷主等との連携協力（荷主先等での作業）

資料：「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について（平成23年6月2日基発0602第13号厚生労働省労働基準局長通達のあらまし）」（リーフレット）

平成24年度 労働安全衛生法に係る技能講習 実施計画表（予定）

兵庫労働局長登録教習機関

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

○ フォークリフト運転技能講習 [兵労基安登録第12号]（各回4日間 定員 50人/回）

31時間講習（4日間）、11時間講習（2日間 ※印の科目を免除、但し、科目免除資格の証明が必要）

実施時期			講習科目（時間）		種類	実施場所
第2回	11月	10日（土）	8:30～18:00	関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4） 修了試験	学科	神戸港湾 教育訓練 センター （神戸市）
		11日（日）	8:00～17:10	走行の操作（8）※	実技	
		17日（土）	8:00～17:10	走行の操作（8）※		
		18日（日）	8:00～18:20	走行の操作（4）※ 荷役の操作（4） 修了試験		
第3回	平25 3月	9日（土）	8:30～18:00	関係法令（1）力学（2） 装置の構造、取扱方法（4） 修了試験	学科	兵ト協 研修会館
		10日（日）	8:00～17:10	走行の操作（8）※	実技	神戸港湾 教育訓練 センター （神戸市）
		16日（土）	8:00～17:10	走行の操作（8）※		
		17日（日）	8:00～18:20	走行の操作（4）※ 荷役の操作（4） 修了試験		

◆ はい作業主任者技能講習 [兵労基安登録第14号]（各回2日間）

実施時期			講習科目（時間）		定員	種類	実施場所
第2回	10月	17日（水）	9:00～16:50	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1） 修了試験	50	学科	兵ト協 西部研修 センター （姫路市）
		18日（木）	9:00～16:50				
第3回	H25 2月	20日（水）	9:00～16:50	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1） 修了試験	100	学科	兵ト協 研修会館 （神戸市）
		21日（木）	9:00～16:50				

日程、開催地、定員等のほか、法で定められている講習科目の時間を満たした上で開始及び終了時間を繰り上げ又は繰り下げ等、変更する場合があります。



燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成24年5月末現在）

（単位：円／リットル）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本		104.07	109.80	123.20	110.40
出 光		103.45	111.13	114.13	
J エ ナ ジ ー			105.50		
コ ス モ		102.93	108.60	113.00	114.00
昭 和 シ ェ ル		105.40			108.30
モ ー ビ ル		101.87		114.00	
エ ッ ソ		106.55	106.00		
ゼ ネ ラ ル		103.60			
そ の 他		105.00	108.87	113.60	113.60
総 計		104.07	108.91	116.37	112.34
24 / 4	全国平均	110.88	調査なし	117.37	118.29
	近畿平均	110.33		118.71	115.34

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／リットル）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成23年 6 月		105.65	109.19	116.20	114.31
平成23年 7 月		104.21	106.59	111.74	113.99
平成23年 8 月		103.34	106.40	112.35	112.46
平成23年 9 月		99.94	104.05	111.64	110.72
平成23年10月		97.47	100.19	108.98	108.47
平成23年11月		96.40	99.26	106.54	107.57
平成23年12月		100.42	101.34	108.06	107.26
平成24年 1 月		100.61	101.83	109.32	108.53
平成24年 2 月		100.18	103.39	110.08	110.32
平成24年 3 月		103.11	103.91	110.52	110.72
平成24年 4 月		111.12	112.22	119.45	117.59
平成24年 5 月		109.40	113.49	120.24	117.83
平成24年 6 月		104.07	108.91	116.37	112.34
年 間 平 均		102.76	105.44	112.42	111.70

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
24.6.11	神戸中央	一般	関西菱木物流(有)	古川 吉雄	〒650-0045 TEL 078-304-5807 神戸市中央区港島8丁目11番地2 FAX 078-304-5808
6.12	東部	一般	(株)昇 和	佐藤 昇	〒660-0857 TEL 06-6416-6100 尼崎市西向島町111番5 FAX 06-6416-6300
6.14	明石	一般	(有)流通システム伊達	伊達 秀樹	〒701-0145 TEL 086-245-4441 岡山市北区今保571-1 FAX 078-967-5144
6.18	神戸中央	一般 利用	SSライン(株)	小倉 久和	〒651-0096 TEL 078-761-9191 神戸市中央区雲井通3丁目4番8号 FAX 078-761-9192

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
24.6.15	東部	一般	(株) 伍代物流	吉田 誠一

変更届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
	201	合併 (代表者)	淡路福山通運(株) 向井 秀也	四国福山通運(株) 八田 弘明
24.5.18	152	代表者 (2名)	フジプレ販売(株) 松本 倫長	松本 倫長 名村 信長(社長)
5.22	30	名称	(株)大 栄	(株)リ リ ー フ
5.28	1	住所	尼崎南運輸(株) 尼崎市西難波町2丁目5-31	〒660-0085 尼崎市元浜町1丁目83
5.30	27	代表者	今津陸運(株) 南 清一	吉良康幸
5.31	62	代表者 (2名)	内外運送(株) 竹島省三・戎 政子	藤原典生・竹島省三
6.5	8	代表者	上栄陸運(株) 西村道子	瀬尾栄子
6.5	145	代表者	木庭運送(株) 木庭 健	木庭正人
6.14	57	代表者 (2名)	カネミ運送(株) 内野 一	内野隆史・内野 一
6.15	8	住所	(有)ジェイ・エイ・シー 尼崎市大浜町1-39	〒660-0095 尼崎市大浜町1丁目1-9



藤原様（明石運輸株式会社）



藤本様（津門株式会社）

よろこび ご受賞おめでとうございます。

24.6.6	陸運関係功労者 (経営者) 近畿運輸局長表彰受賞	藤原康雄(明石運輸株式会社)
6.15	自動車及び観光関係 (永年勤続者) 近畿運輸局長表彰受賞	藤本寛行(津門株式会社) 袖木脇照生(産興運輸株式会社)

